

令和 7 年度特定健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)に基づき実施する、特定健康診査(糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。)について、全国土木建築国民健康保険組合(以下「甲」という。)と公益社団法人全日本病院協会(以下「乙」という。)の会員の医療機関(以下「実施機関」という。別表 1 実施機関一覧表のとおり)から契約に関する委任を受けた乙との間に、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第 1 条 甲は、特定健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託業務)

第 2 条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。)に基づき、別表 2 健診内容表のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の実施機関で行うものとする。

3 特定健康診査において、実施機関は、終了後速やかに、法第 23 条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第 3 条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、実施機関の所在地の国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)への送付を行うものとする。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第 3 条 前条の規定に基づき甲の委託を受けて乙の会員の実施機関が実施した健康診査について、当該実施機関がその健康診査の結果に係るデータを有している場合には、当該実施機関は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、実施機関が受診者本人から徴収するものとする。

(対象者)

第 4 条 実施機関に被保険者証又は「特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(以下「国の手引き」という。)」で示されたオンライン資格確認等により保険資格が確認できるもの及び甲の発行する特定健康診査受診券を提出した者を対象とし、当該

実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認のうえ、実施するものとする。

(契約期間)

第5条 この契約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第6条 委託料は、別表3委託料内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

第7条 実施機関は、特定健康診査実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券の券面に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額(以下、「請求額」という。)を、別表3委託料内訳書に定める支払条件に基づき、実施機関の所在地の国保連合会に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査の実施委託に関する集会的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関にも所属し、かつ甲がその他の契約とりまとめ機関との集会的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している甲の被保険者である受診者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査を受診する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容(健診項目等)が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者に各契約の実施内容の相違点を説明のうえ、受診者が本契約の実施内容を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

3 第1項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(国保連合会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と実施機関の使用に係る電子計算機を電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体(FD、MO、若しくはCD-R)を実施月の翌月5日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の休日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。

(委託料の支払い)

第8条 甲は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月の国保連合会の指

定する日（電子情報処理組織の使用による場合であって、受理した月の6日から月末までのものは翌々月の国保連合会の指定する日。当該日が土曜日、日曜日及び国民の休日に当たる場合は、国保連合会の指定する日とする。）に、実施機関に甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。）である東京都国民健康保険団体連合会から国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。

- 2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関から国保連合会を通じて請求者（実施機関）に返戻を行うものとする。
- 3 請求者（実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度前条第1項の方法により請求を行うことができる。

（委託料の支払いにおける事務取扱）

- 第9条 実施機関において、被保険者証又は国の手引きで示されたオンライン資格確認等により保険資格が確認できるものと特定健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 2 実施機関において、被保険者証又は国の手引きで示されたオンライン資格確認等により保険資格が確認できるものと特定健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関から国保連合会を通じて実施機関に支払うものとする。
 - 3 実施機関において、特定健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

（再委託の禁止）

- 第10条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

（譲渡の禁止）

- 第11条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

- 第12条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失がない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。
- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙 1 個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第 14 条 甲は、健診機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、別表 1 実施機関一覧表より当該実施機関を削除し、この契約から解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 16 条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(協 議)

第 17 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲

全国土木建築国民健康保険組合
東京都千代田区平河町1-5-9 厚生会館
理事長 栄 畑 潤

乙

公益社団法人全日本病院協会
東京都千代田区神田三崎町1-4-17
東洋ビル11階
会 長 猪 口 雄 二

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得たうえで収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために複写及び複製の禁止等により必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、実施機関が、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への通知

実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を研修等を通じて教育・周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

健診内容表

区 分		内 容			
特 定 健 康 診 査 ※	基本的な健診 の項目	質 問 (問 診)	別 紙 2 質 問 票 の と お り ※		
		身 体 計 測	身	長	
			体	重	
			腹	囲	
			B	M	I
		理学的所見 (身体診察)			
		血 圧	収 縮 期	血 圧	
			拡 張 期	血 圧	
		血 中 脂 質 検 査	空腹時中性脂肪		
			随時中性脂肪※		
			HDL－コレステロール		
			LDL－コレステロール※		
		肝機能検査	G	O	T
			G	P	T
			γ－G T (γ－ G T P)		
		血 糖 検 査 ※	空 腹 時	血 糖	
			H b A 1 c (N G S P)		
			随 時	血 糖	
		尿 検 査 ※	糖		
			蛋	白	
	詳細な健診の 項目(医師の 判断による追 加項目)※	貧 血 検 査	赤 血 球	数	
			血 色 素	量 (ヘモグロビン値)	
			ヘ マ ト ク リ ッ ト 値		
		1 2 誘 導 心 電 図			
		眼 底 検 査 (両 眼)			
		血清クレアチニン及び eGFR			

※ 別紙 2 質問票については、当該機関にて準備することとする。

※ やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により血中脂質検査を行うことができる。なお空腹時とは、絶食 10 時間以上とする。

※ 中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代え Non-HDL コレステロール (総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの) で評価を行うことができる。

※ 血糖検査については、血糖 (空腹時 (食直後 10 時間以上) 又は随時 (食直後 3.5 時間以上))、HbA1c (NGSP) の両方を実施すること。

- ※ 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用は支払われない）。
- ※ 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）の判定基準（別紙3）により行うものとし、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※ 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

	質 問 項 目	回 答
1-3	現在、a から c の薬の使用の有無※	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方満たす者である。 条件1：最近1ヶ月間吸っている 条件2：生涯で6ヶ月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている)	① はい (条件1と条件2を両方満たす) ② 以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない (条件2のみ満たす) ③ いいえ (①②以外)
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施。	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施。	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	食事をかんで食べるときの状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいですか。(※「やめた」とは、過去に1月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を摂取していない者)	① 毎日 ② 週5～6日 ③ 週3～4日 ④ 週1～2日 ⑤ 月に1～3日 ⑥ 月に1日未満 ⑦ やめた ⑧ 飲まない(飲めない)
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合(アルコール度数15度・180ml)の 目安：ビール(同5度・500ml)、 焼酎(同25度・約110ml)、 ワイン(同14度・約180ml)、 ウイスキー(同43度・60ml)、 缶チューハイ(同5度・約500ml、同7度・約350ml)	① 1合未満 ② 1～2合未満 ③ 2～3合未満 ④ 3～5合未満 ⑤ 5合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね6か月以内) ③近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(6か月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる(6か月以上)
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ

※医師の判断・治療のもと服薬中の者を指す

「詳細な健診」項目について

以下の判定基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施する（基準に該当した者全てに対して当該健診を実施することは適当ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある）。その際、健診機関の医師は、当該健診を必要と判断した理由を保険者へ示すと共に、受診者に説明すること。

なお、ほかの医療機関において実施された最近の検査結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の疾患により医療機関において管理されている者については、必ずしも詳細な健診を行う必要はなく、現在の症状等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある。また、健康診査の結果から、直ちに医療機関を受診する必要があると判断された者については、確実な受診勧奨を行い、医療機関において、診療報酬により必要な検査を実施する。

（１）12 誘導心電図

- 当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者

（２）眼底検査

- 当該年度の健診結果等において、①血圧が以下の a、b のうちいずれかの基準又は②血糖の値が a、b、c のうちいずれかの基準に該当した者*

①血圧	a 収縮期血圧	140mmHg 以上
	b 拡張期血圧	90mmHg 以上
②血糖	a 空腹時血糖	126mg/dl 以上
	b HbA1c（NGSP）	6.5%以上
	c 随時血糖	126mg/dl 以上

（３）貧血検査

- 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

（４）血清クレアチニン検査

- 当該年度の健診結果等において、①血圧が以下の a、b のうちいずれかの基準又は②血糖の値が a、b、c のうちいずれかの基準に該当した者

①血圧	a 収縮期血圧	130mmHg 以上
	b 拡張期血圧	85mmHg 以上
②血糖	a 空腹時血糖	100mg/dl 以上
	b HbA1c（NGSP）	5.6%以上
	c 随時血糖	100mg/dl 以上

* 眼底検査は、当該年度の特定健康診査の結果等のうち（２）①のうち a、b のいずれの血圧の基準にも該当せず、かつ当該年度の血糖検査の結果を確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の結果が（２）②のうち a、b、c のいずれかの基準に該当した者も含む。

委託料内訳書

区 分			1 人当たり委託料単価 (消費税含む)	支 払 条 件
特 定 健 康 診 査	基本的な健康診査の項目		7, 1 5 0 円	健診実施後に 一括
	詳細な 健診項目(医師 の判断 による 追加項目)	貧血検査	2 4 2 円	
		心電図検査	1, 4 3 0 円	
		眼底検査（両眼） （フィルム代含む）	1, 2 3 2 円	
		血清クレアチニン検査 及び eGFR	1 2 1 円	

※ 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする